

感震ブレーカー無償配付のお知らせ

<配付対象>以下の1と2の両方に該当する方が配付対象となります。

1. 地震火災対策を重点的に推進する地区に居住していること(ウラ面参照)
2. 令和元年度以降に住宅を新築又は建替した住宅の所有者であること

(注)当事業の対象地域外へのご家庭にチラシが配付される場合もございますので、ウラ面の地区に該当するかご確認ください。

東日本大震災における火災は 約**54%**が電気によるものです。

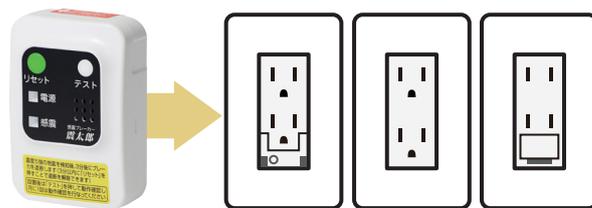
感震ブレーカーってなに？

今回無償配付する感震ブレーカー
(コンセントタイプ)

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーを通じて家庭への電気の供給を遮断する器具になります。

設置方法はコンセントに挿入するだけ

※コンセントの形状によっては設置できない場合があります。



【申請期間】令和7年12月31日まで

配付の流れ

1 申込み

令和7年12月31日までにQRコード読み取り等により県庁ホームページにある「申請メールフォーム」に必要事項を入力して申込みをお願いします。お届け先等に誤りがないことを確認後「送信」ボタンをクリックしてください。

※申請でお困りの方は以下の問い合わせ先にご連絡ください。

申請はこちら



2 発送

申請受付後に感震ブレーカーを発送(年度内発送)

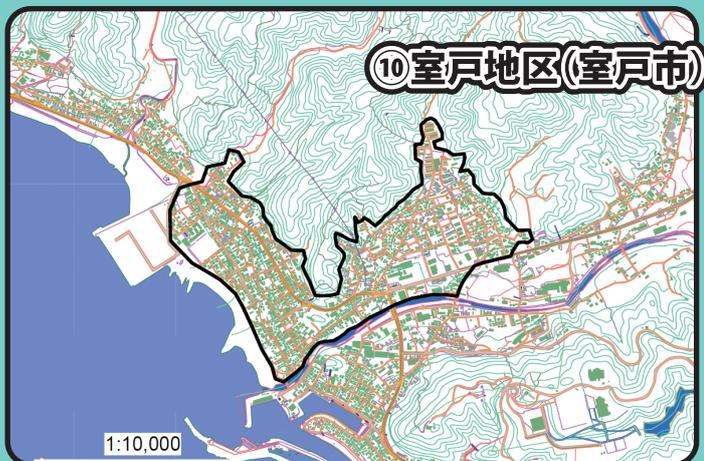
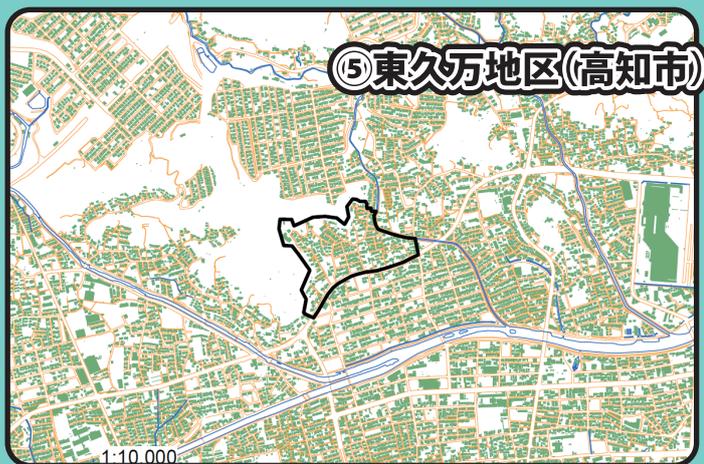
3 設置

自宅等に届いた感震ブレーカーをコンセントに挿入

令和7年度配付対象の地震対策重点推進地区

市町村名	地区名	町丁目名
高知市	①一宮東地区	一宮東町2丁目～4丁目
	②薊野西秦東地区	薊野西町1丁目、秦南町2丁目
	③前里地区	前里
	④加賀野井地区	加賀野井1丁目～2丁目
	⑤東久万地区 ※	東久万の一部
	⑥小高坂東地区	宝町、城北町、新屋敷1丁目、越前町2丁目
	⑦小高坂西地区	新屋敷2丁目、西町、井口町、平和町
	⑧旭北地区	長尾山町、旭天神町、北端町、山手町
	⑨旭駅周辺地区 ※	中須賀町、赤石町、旭駅前町、元町、水源町、旭上町、旭町3丁目、下島町、本宮町の一部
室戸市	⑩室戸地区 ※	浮津の一部
田野町	⑪田野地区 ※	浜田東、(芝、北町、立町、西町、新町東、新町中、新町西、浜田中、淌涛東、淌涛中、淌涛西)の一部

※地区の一部が重点推進地区である地区(次の地図を参照)



平成27年(2015年)～平成30年(2018年)に感震ブレイカー配付事業で、対象地区の住宅に感震ブレイカーを配付しています。
今回は、令和元年度以降に新築又は建替した住宅が対象です。



感震
ブレイカーを
設置してね!